第三十五条　脱退

いずれの締約国も、この協定が自国について効力を生じた日から一年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定から脱退することができる。脱退は、その通告を寄託者が受領した後一年で効力を生ずる。

第三十六条　寄託者

この協定の寄託者は、ＦＡＯの事務局長とする。寄託者は、次のことを行う。

(a)　署名国及び締約国に対してこの協定の認証謄本を送付すること。

(b)　この協定が効力を生じた時に、国際連合憲章第百二条の規定に従ってこの協定を国際連合事務局に登録すること。

(c)　この協定の署名国及び締約国に対し、次の全ての事項について速やかに通報すること。

(i)　第二十五条の規定による署名並びに第二十六条及び第二十七条の規定に従って寄託された批准書、受諾書、承認書及び加入書

(ii)　第二十九条の規定によるこの協定の効力発生の日

(iii)　第三十三条の規定によるこの協定の改正の提案並びにその採択及び効力発生

(iv)　第三十四条の規定による附属書の改正の提案並びにその採択及び効力発生

(v)　前条の規定によるこの協定からの脱退

第三十七条　正文

この協定は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九年十一月二十二日にローマで作成した。

附属書Ａ　入港することを要請する船舶が事前に提供する情報

1	寄港を予定する港																
2	寄港国																
3	予想される到着の日時																
4	目的																
5	最後に寄港した港及びその日付																
6	船名																
7	旗国																
8	船舶の種類																
9	国際無線通信呼出符号																
10	船舶の連絡先																
11	船舶の所有者																
12	登録証書の識別番号																
13	国際海事機関船舶識別番号（可能な場合）																
14	外部表示識別番号（可能な場合）																
15	地域的な漁業管理のための機関の識別番号（該当する場合）																
16	船舶監視システム	無															
		有（国によるもの）															
			有（地域的な漁業管理のための機関によるもの）														
				種類													
17	船舶の寸法	長さ															
			最大幅														
				喫水													
18	船長の氏名及び国籍																

19	関連する漁獲の許可書	許可番号	発行者	有効期間	漁獲水域	魚種	漁具										
20	関連する転載の許可書	許可番号	発行者	有効期間													
		許可番号	発行者	有効期間													
21	転載物を提供した船舶に関する転載の情報	日付	場所	船名	旗国	識別番号	魚種	製品形態	採捕水域	数量							
22	船内にある総採捕物	魚種	製品形態	採捕水域	数量	23	取卸しを行う採捕物	製品形態	採捕水域	数量							

附属書Ｂ　寄港国による検査手続

検査官は、次のことを行う。

(a)　可能な限り、船内にある船舶を識別する文書及び船舶の所有者に関する情報が真正で完全かつ正確なものであることを検証すること（必要な場合には、旗国又は船舶の国際的な記録制度に対する適当な照会を通して行うことを含む。）。

(b)　船舶の国旗及び標識（例えば、船名、外部表示登録番号、国際海事機関船舶識別番号、国際無線通信呼出符号その他の標識、主な寸法）が文書に記載されている情報に合致していることを検証すること。

(c)　可能な限り、漁獲及び漁獲関連活動の許可書が、真正で完全かつ正確なものであり、及び附属書Ａの規定に従って提供された情報と合致していることを検証すること。

(d)　船内に保管されている他の全ての関連する文書及び記録（可能な限り、電子的な様式のもの及び旗国又は関連する地域的な漁業管理のための機関による船舶監視システムのデータを含む。）を検討すること。関連する文書には、操業日誌、採捕物、転載及び取引に関する文書、乗組員名簿、貯蔵に関する計画書及び図面、魚倉についての説明書並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に従って要求される書類を含めることができる。

(e)　船内の全ての関連する漁具（視界の外に格納されている漁具及び関連する装置を含む。）を可能な限り検査すること並びに当該漁具が許可書の条件に合致していることを可能な限り検証すること。漁具については、網目及び網糸の寸法、装置及び附属品、漁網の寸法及び形状、籠、桁網、釣針の大きさ及び数等の特徴が適用のある規則に合致していること並びに標識がその船舶に許可されたものに一致していることを確保するために可能な限り検査すること。

(f)　船内の魚類が関連する許可書に従って採捕されたかどうかを可能な限り判定すること。

(g)　数量及び構成を判定するため、魚類を検査すること（見本の採取を含む。）。この場合において、検査官は、魚倉が本来のままの状態であることを確認するため、魚が事前にこん包された容器を開け、及び採捕物又は容器を移動させることができる。そのような検査には、製品の種類の検査及び名目重量の判定を含めることができる。